学校法人高崎商科大学　求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止方針

2026 年 10 月 1 日制定

学校法人高崎商科大学（以下「本学園」という。）は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関し、以下のとおり方針を明確化し、教職員及び求職者等に対し、周知・啓発します。

1　定義等

（1）求職者等

求職者、本学園の実施する教職員の採用に資する活動に参加する者、及び教育実習、インターンシップ等その他の実習を受ける者を指します。

（2）求職活動等

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指します。

（3）教職員

本学園が雇用する者及び派遣労働者をいいます。

（4）求職活動等におけるセクシュアルハラスメント

求職活動等において行われる求職者等の意に反する性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じることを指します。

（5）求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容としては、以下のような例が想定されますが、これらの例に限られるものではありません。

・教職員が求職者等に対し、性的な事実関係を尋ね、求職者等が苦痛に感じ、求職活動等が妨げられる

・教職員が必要なく求職者等の身体に触り、求職者等に強い不快感や精神的ストレスを与える

・教職員が教育実習やインターンシップ等に参加した者に対し、性的関係を結ばなければ今後実習等を受け入れなくなるかもしれないなどと述べ、参加者が実習に参加できなくなる

2　基本方針

本学園では、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを禁止し、同ハラスメントを行った者については、懲戒処分を行う等、厳正に対処します。また、求職活動等におけ

るセクシュアルハラスメントを学園内規則等に定め、教職員に周知・啓発します。

3　採用活動等に関するルール

本学園では、採用活動等に関するルールについて、以下のとおり定め、周知・啓発します。

・面接や面談は本学園施設内、またはオンラインで行うものとし、これ以外の場所における採用活動等を禁止します。また、面接や面談は原則として勤務時間内に実施するものとしますが、求職者等の都合等も勘案し、土曜日もしくは日曜日に行う場合は、9:00 から 17:00 の間とします。

ただし、就職支援機関等が主催する合同企業説明会等の就職イベントに参加する場合はこの限りではありません。

・教職員が個人所有の携帯電話、スマートフォン等を用いて求職者等と通話（SMS 等のメッセージ機能を含む）すること、及び個人の SNS や個人用メールアドレス等で連絡を取ることを禁止します。本学園からの連絡は、本学園が管理する電話（各設置学校代表電話・本学園貸与端末等）、公式メールアドレス、または公式アカウントに限るものとします。

ただし、採用試験当日の遅刻対応や実習中の緊急連絡など、やむを得ない事情により個人の携帯電話を使用した場合は、速やかに所属長へ報告するものとします。

・面接や面談は、原則として複数名の教職員で対応するものとし、実習等で一対一となる際にも、閉鎖された部屋で行うことを禁止します。

・本学園では、採用活動等に関し、教職員と求職者等が飲酒を伴う飲食を行うことを禁止します。

4　相談窓口

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する、本学園の相談窓口は内部監査委員会（mail：kansa★uv.tuc.ac.jp　※★の部分は@に変更してください）に設置します。

なお、本学園では、相談窓口担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応し、相談者・行為者等のプライバシーを保護するため、適宜規定を設け対応して参ります。

5　事後対応

本学園では、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る相談の申出があった場合、事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認するよう努め、改めて本方針を周知・啓発します。

また、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合、

速やかに被害者に対する配慮のための措置、行為者に対する適正な措置を行います。

6　不利益取扱を行わないこと

本学園は、求職者等が相談を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行いません。

また、教職員が、事実関係の確認その他事業主が雇用管理上講ずべき措置に協力したことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを行いません。

さらに、都道府県労働局に対して相談若しくは紛争解決の援助を求めたこと、調停を申請したこと、又は調停への出頭の求めに応じたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを行いません。

以上